

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和元年度第2回みよし市行政評価委員会		
開催日時	令和元年7月29日（月）午後1時30分から午後4時30分まで		
開催場所	みよし市役所6階601・602会議室		
出席者	（会長）村松幸廣 （副会長）望月恒男 （委員）野々山幸隆、鈴木豊實、富田義親、鈴木文生 ※敬称略 （説明者） 産業課緑と花のセンター光岡所長、 教育行政課資料館林館長、同課嘉見主任主査 防災安全課山田課長、同課足立主任主査 産業課富田課長、同課山本主査 子育て支援課加藤課長、同課木野主任主査 下水道課原田副主幹、同課岡本主任主査 （事務局）山田政策推進部長、 清水政策推進部次長兼企画政策課長、同課近藤副主幹、同課押領司主任主査、 同課岡本主事		
次回開催予定日	令和元年8月19日（月）午後2時		
問合せ先	政策推進部企画政策課 担当者名 押領司・岡本 電話番号：0561-32-8005 ファックス番号：0561-76-5021 メールアドレス：kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
典礼 （清水次長）	皆さんこんにちは。ただ今から令和元年度第2回行政評価委員会を開催いたします。私、典礼を務めさせていただきます。企画政策課長の清水でございます。よろしく申し上げます。 本日の出席委員は6名全員でございます。みよし市行政評価委員会要綱第5条第2項の規定を満たしておりますので本会議は成立していることをご報告させていただきます。 また、本日の会議におきましては、前回の第1回会議に引き続き本市の業務改善の一つといたしまして議事録を作成するための音声文章化議事録システムを導入しております。そのため今回は委員の皆様にはピンマイクをご用意させていただいております。より正確に録音するために、大変お手数ではございますが、ピンマイクを手でお持ち頂き口を近づけてご発言いただきますようご協力をお願い致します。 それでは始めに会長より一言ご挨拶申し上げます。		

村松会長	皆さん今日は暑い中お越しいただきありがとうございます。本日評価対象事業について各部署の方々が説明されますので、委員の皆様は忌憚のない、ご意見とご質問をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
典礼 (清水次長)	ありがとうございました。それでは本日の議題に入らせていただきます。村松会長よろしくお願いいたします。
村松会長	それでは、本日の議題であります「事務事業外部評価の対象事業のヒアリング」を行っていきます。ヒアリングの流れについてですが、次第の日程表に沿って事業担当課から事業の概要について5分程度で説明をいただき、その後、質疑応答を行っていきたいと思います。 それでは、「記念樹配布事業」について事業概要の説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局より冒頭の説明をさせていただきます。記念樹配布事業は、年々配布実績は縮小傾向であるものの、市民からの一定数の需要はあります。このため事業の縮小や他事業との統合により、配布数の縮小または配布する樹木を現在の住宅事情にあったものに変更するなどの改善を図りたいため、どのように事業改善していけば良いか今後の方針についてのご意見ををお願いします。それでは、緑と花のセンターより説明をお願いします。
光岡所長	緑と花のセンターの光岡です。記念樹配布事業についてご説明します。この事業は昭和50年3月に制定されましたみよし市民憲章「あふれるばかりの緑と花を育て、川をきれいにしうるおいのある美しいまちにしましょう」の一節を具体的に実現するために実施しているものです。市民が緑に感謝し緑を慈しみ夢や希望、願いを込めて、新築及び男子、女子の出生と小学生児童の入学時に緑化木を記念として配布する事業です。平成27年度に一度、配布対象6種の花木の種別の見直しを実施し、規模を縮小しました。 外部評価を希望した意図ですが、先ほどの事務局からの説明のとおり、年々配布実績が縮小傾向にあります。少なからず記念樹の配布を希望する市民がいます。私たちが緑と花のセンターで手渡しで渡している段階では、市民からの問い合わせも多くあり、樹木の配布を待ち望んでいる市民がいるため、この事業をどのように改善していけばよいかご意見を賜りたいと思い提案させていただいております。
村松会長	今説明をいただきましたが、委員の皆様でご意見はいかがでしょうか。鈴木委員をお願いします。
鈴木豊實委員	委員の鈴木です。今の記念樹配布についてこの事業は非常に歴史もあり、良い事業だと思いますが、配布するだけで終わるのではなく、その後の観察を市民から報告してもらうというのはいかがでしょうか。
光岡所長	継続して、記念樹を配布した後のご家庭に訪問するという想定はしておりませんでした。

	<p>私どもが緑と花のセンターでこの事業を担当したのは平成28年度からになっております。平成27年度に見直しを行い、樹木等の種類を縮減して続けておりますので、今後アフターケアができるような事業として、費用を抑えつつそうした活動の市民周知を実施していければと思います。</p>
村松会長	<p>その他、ご意見、ご質問はございますか。</p>
富田委員	<p>この記念樹配布事業は緑化事業の一環として行っていると思いますが、みよし市では以前から実施しているということもあり、緑化推進は十分にされたと思っております。この緑化活動は新築の場合には自身の土地がありますが、その他の男子出生、女子出生、入学の関係はアパートやマンション住まいの市民が受け取る可能性も十分に考えられ、保有する土地がなく困るというお話も耳にしたことがあります。また、先ほど鈴木委員がおっしゃったようにその後がどうなっているのかを調べる必要があると思います。私としては、緑化意識の向上はなされたと判断するならば、新築だけに限って実施することを推奨します。また、それに伴い事業は縮小する方向に進めると良いと思います。</p>
光岡所長	<p>先程平成27年度にと言いましたのは、平成27年度頃は現在の項目の他に結婚と還暦が記念樹配布の対象でございましたが、その2項目は廃止しました。また今の新築、出生男女から、小学校入学、で配布する樹種を庭のないマンションやアパートでも樹木を育てられるように、モッコウバラという庭先でも鉢植えでも育てられるものに変更しました。富田委員のおっしゃるとおり、樹木を見直して継続しております。私が、昨年緑と花のセンター所長に就いてこれまで、またそれ以前の平成27年に緑の推進課に在席していた期間も記念樹を担当しましたが、やはりもらいに来てくれる方はどこに植えるとよいか、どう育てるとよいか等を聞いてくれます。このように、市民の中には記念樹配布を希望している市民も多くおります。ですので、私としては3年前に配布対象を縮小した、このままの状態を実施したいと思っております。以上でございます。</p>
村松会長	<p>その他、ご意見、ご質問はございますか。</p>
望月副会長	<p>委員の望月です。配布資料8ページ、配布実績の資料がございますが、これに関してお伺いしたいと思います。項目として新築から小学校入学まであって、この配布率は合計で算出されているものだと思います。</p> <p>一番下の小学校入学については、購入と配布の割合が100%となっておりますが、その他の項目については誤差があります。この差の理由について教えてください。</p>
光岡所長	<p>小学校入学につきましては、前年に教育委員会より入学者の数を聞き</p>

	取り、その人数から樹木の購入数を決めております。その他の配布項目の樹木の数は、前年度の配布実績に応じて決めております。対象者は900人程度おりますが、出生及び新築で受け取っていただけた方は2割程度です。その数値を予算に反映して、当該年度の予算編成をしております。
望月副会長	小学校入学については、前年度に配布数が分かっているということですが、この配布というのは。小学校に入学した学生本人に樹木本体が渡っているのですか。
光岡所長	それは教育委員会に確認しましたが、入学式の当日の帰りの際に入学セット一式と一緒にモッコウバラの鉢植えが入った袋を手渡していると同っております。
望月副会長	この事業自体私も非常に意義があり、やはり楽しみにされている市民もいらっしゃるということで、継続すべきだと思いますが、項目についてももう少し考え直すべきだと思います。購入数と配布率があまりにも乖離している項目については、ただ残すのではなく改善を検討し、やはり確実に手渡しできる項目に注力できるように予算を配分し継続していくのが効率的かと思います。 配布のこの誤差について質問させていただきます。誤差により配布されなかった現物の処分はどうされていますか。返品または市役所で管理されているのですか。
光岡所長	緑と花のセンターには温室がございます。購入した苗数は3月末から4月の2週目の日曜日を目途に配布を始めます。配布開始当日に受け取りに来る方が多いですが、それでも年度末まで問い合わせがあるので、翌年の3月31日までそのハウス内で樹木の保全を実施しております。そして、市民の方に来ていただければ随時手渡しでお渡ししております。それでも最終的に一割ぐらいは残ってしまいます。残しておくと樹木も痛んでしまいます。公園担当から欲しいという希望があれば公園担当にお渡ししますが、原則廃棄で考えております。
望月副会長	廃棄というのは今あらゆる分野で問題になっておりますが、これは非常にもったいないと考えます。
光岡所長	おっしゃるとおりだと思います。購入してもやはりある程度のロスは出てきてしまいます。
望月副会長	あと1点ですが、住宅事情が変わってきたこともこの事業の変わらざるを得ない理由の一つだと思いますが、この配布する花の品目を、現在の住宅事情に合わせた品目にしてはどうかという意見があるという事ですが、例えばどういった花の品目が配布の対象になっていますか。
光岡所長	現在の住宅事情を考慮して、入学と、新築、出生でもらいにきてもらっても、アパートやマンションが多く、記念樹を植えることができないという方に対しては、モッコウバラという樹木をお渡ししております。鉢植えもでき、庭先に植えても低木のままで育っていくものです。鉢植え

	にした場合は自分の好みに剪定していただき、添え木をしてもらうことで最終的にはアーチ状にデザインされている方もいるというような樹木を配布しております。
村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
鈴木文生委員	委員の鈴木です。よろしくお願いします。最後のページに記念樹引換券と裏に地図があるのですが、記念樹をもらう期間が過ぎてしまい、そのまま忘れてしまうという方もいると思います。この配布率を高めるために記念樹を渡すひと月くらい前に広報紙などで、「記念樹配ります。」ということを宣伝すると良いと思います。
光岡所長	現在は配布ひと月前に記念樹配布する。ということを広報紙やホームページで掲載し告知しております。また出生の場合は、市民課の窓口で、新築の場合は税務課の家屋調査で現地に行った際に引換券をお渡ししております。また当該年度で配布が終わるといような案内はホームページではしておらず、前年度取りに来られなかった方にも受け取っていただけるよう前年度の引換券でも引き換えることができるように体制を整えております。
村松会長	希望者には有用であると思います。年度をまたいでも配布するということですね。その他、ご意見、ご質問はございますか。
野々山委員	委員の野々山でございます。この事業は平成26年度の行政評価委員会において見直しがされた事業であったと思います。その際に縮小するという方針で進めたのですが、その時の議論の結果としてこの8ページの結婚と還暦の樹木の配布やめたということですね。樹木の種類も見直すという事でその当時議論されておりましたけども、そのことについては検討をした結果、今のままで継続されているという理解でよろしいでしょうか。
光岡所長	樹木につきましては平成26年度の行政評価委員会の後、平成27年度に変更しております。資料を見ていただくと、新築は変更されておられません出生の方は変わっております。男子の配布樹種をまんさくから月桂樹に、女子は紫式部からハナモモに変更して当事業を継続しております。
野々山委員	その他についてはそのまま継続しているということですね。 みよし市は市の木をミカワクロマツとしておりますが、そういったものの配布は考えられたことがありますか。せっかくミカワクロマツとサツキを市の花と木としている中で、配布する樹木の種類にないというのは若干悲しいように思えます。
光岡所長	ミカワクロマツの苗木は非常に高価であり、現在の予算ベースいくと7本程度しか購入できないことが想定されます。 加えて心配なのが、自然に繁殖したクロマツが現在みよし市にない状況であることです。私の実家にもミカワクロマツが生えておりますが、2本あったものが1本枯れてしまいました。やはりクロマツの手入れは

	大変だと思います。
野々山委員	確かに大変かもしれませんが、せっかく市の木として登録しているのですので、こうした事業で配布するべきではないでしょうか。過去にはミカワクロマツが配布された例もありました。市は1950年からこの事業を実施していますが、最初の頃はミカワクロマツを配布していたのではないのでしょうか。私の家にも市から頂いたミカワクロマツの木が生えています。配布していただいた項目については出生なのか新築なのかは定かではありませんが。
光岡所長	私も決算書を調べて平成元年から調べることができたのですが、1950年頃に始められたものであることは聞いております。
野々山委員	おそらく相当前のはずです。かなりクロマツも大きくなってきていますから。30年ぐらい経過しているのではないかと思います。しかし、いつのまにか廃止されてしまい、金額の話ももちろんありますが市の木として指定しているのであれば高価でも配布するべきだと思います。
鈴木文生委員	昔は家に1本ぐらいつくくらいクロマツがありました。我が家にも玄関の前にありますが、自分で剪定するのに2日3日くらいかかってしまいます。現実的には市民が市から配布されて育てるとするのは困難であると考えます。
村松会長	それでは、他にはございませんでしょうか。では、この事業については以上で終了したいと思います。ありがとうございます。 それでは次の史跡整備管理事業について説明をしていただきたいと思います。
事務局	事務局から冒頭の説明をさせていただきますが、その前に先ほど説明ができていなかった評価シートについて説明させていただきます。事前にお送りさせていただいた資料の中に、評価シートがあるかと思います。会議中に担当課からの説明を聞いていただきながらそちらの評価シートにメモを取るなど、ご活用いただければと思いますのでよろしくお願い致します。 それでは、史跡整備管理事業について説明をさせていただきます。史跡整備管理事業は史跡を良好な状態で保全する取組を継続することこそが、文化財の保存と活用に結びつくものであり、より良い状態で文化財を広く市内外に周知したいと考えてます。しかし、周知していく手法、史跡を用いての企画が形骸化しており、成果に結びつかないため、改善に向けての意見を伺いたいものです。では、資料館より説明をお願いします。
林館長	資料館の林と申します。隣にいますのが学芸員の嘉見と申します。よろしくお願い致します。まず、私どもが事前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。三好町史の写し、中世近世の遺跡、27号窯跡・文化財マップ、こちらの資料は資料館のリニューアルオープンしたときの常設展の解説でございます。またこちらの資料は発掘し

た際の資料で、1994年の報告書と1999年の第4次発掘調査の概要報告書となります。

それでは改めて説明をさせていただきます。資料館事業における史跡整備管理事業についての、事業概要を初めにご説明します。黒笹27号窯は、平安時代の猿投窯における灰釉陶器<sup>かいゆうとうき</sup>生産全盛期のレプリカではなく本物の遺跡です。昭和63年に発掘調査が行われ保存状態がよく、全体像が分かる貴重な事例です。福谷城跡は、戦国時代桶狭間の合戦の時代に徳川家康、今川義元側の西三河北部の拠点としての平山城の全体が分かる貴重な事例であり、またその城跡の本丸には解説板を設けてあります。以上二つの史跡を保存し一般公開するために年2回の草刈り、年1回の雑木伐採などを実施し、誰でも近くで見学できるように史跡の環境を維持管理しております。また、もともと160基ほどあった窯跡などは開発などによって破壊され、現在30基ほどに減少し市が管理している遺跡は2箇所です。そのうち、直接見ることができる窯跡は黒笹27号窯1箇所となっております。市内に三好城、明知城、福谷城の三か所で城跡を確認していますが、当時の形跡を残しているのは、福谷城1箇所のみとなっております。現在及び将来の課題は、近隣住民に影響がある樹木の伐採を優先して実施していますが、史跡全体の景観を整えるような剪定はできておりません。これは課題と考えています。

続きまして資料館事業全体から見た当事業の概要をご説明します。平成29年4月に、資料館1階の常設展示をリニューアルオープンし、入り口に実物大の体験型の窯を配置し、市内から出土した猿投窯で焼かれた陶器などで郷土の歴史を学習できるように展示しております。平成30年度は4校の小学校で延べ446名の児童が来場し学習しました。サンライズ1階の情報コーナーにある本市のPRコーナーにて猿投窯の内容を展示で紹介しております。平成27年度から小学校の歴史の授業の中でも猿投窯について学ぶ機会を設け、古代の灰釉陶器<sup>かいゆうとうき</sup>を作成する授業も平成29年度は2校実施しております。昨年県内の18館の資料館、博物館と連携して7月から9月にかけて愛知焼物ヒストリーというスタンプラリーの協働事業を行いました。10月から12月にかけて愛知の史跡ラリーというスタンプラリーの共催事業も行いました。条例に基づき、石川家住宅では、歴史や民俗に関する独自の歴史体感講座を毎週開催し、夏祭り街中アートギャラリー、ひな人形展等も実施しております。平成22年度から毎年縄文土器体験講座と称して石器作りや土器作りなど野焼きのイベントを開催しております。平成29年度からは、猿投窯の陶器作り体験、平成30年度からは土器型クッキー作り体験講座と称しまして、料理をしながら歴史を学ぶという新しい切り口での体験講座も開催しております。また、平成30年度から黒笹27号窯、福谷城跡、石川家住宅などの文化財を職員の解説を聞きながら見学する日

	<p>帰りバスツアー、三好文化財巡りなどを秋に実施しております。文化財巡りなど、バスを利用して黒笹27号窯、福谷城跡へ行くには接続道路が狭く直接行くことができないため近くに一時停車して歩いていただく点が、問題点と考えております。今後は、猿投窯の歴史について広報やホームページなどを通じ啓発していきたいと考えております。以上です</p>
村松会長	<p>それでは、ただいまの事業について質疑応答をさせていただきます。どなたか、ご意見等ございませんか。</p>
富田委員	<p>委員の富田です。福谷城跡についてですが、この史跡ですが史跡自体が福谷公園に入っています。もともと山城であったということもあり急傾斜地であり、その山城跡地の下に集落もあることから、非常に危険だと思います。現在愛知県で急傾斜地の工事について調整をしていると思いますが、史跡整備をする側としてどういった整備をしているのかをお聞きかせください。</p>
林館長	<p>県の方針で、急傾斜地の保護をする工事の計画があり、それに関しては埋蔵文化財包蔵地でありますので、できるだけ、保存していただきたいと考えていますが、やはり住んでいる人の安全が第一優先でありますので、もし福谷城の遺跡を1部壊すのであれば、記録して保存する方向で話は進んでおります。</p>
富田委員	<p>また、上の平地の方の発掘調査は終わっていると思いますが、まだ1部終わっていません。そこに現状看板があり、保存して借地料お支払いしているということですが、土地についての借地料は支払い続けるということですか。公園として買収しているのでしょうか。</p>
林館長	<p>資料館の立場としては、現状維持という事として考えておりますが、委員さんのおっしゃるとおり、公園になるということですので、買収となるのか否かについては資料館からはお話しできません。</p>
村松会長	<p>その他、ご意見、ご質問はございますか。</p>
鈴木豊實委員	<p>委員の鈴木です。どのような史跡か分からなかったもので、現地に行ってみりました。窯跡に行ってみましたが、かなり水がたまっており、屋根も作ったものだと思いますが、かなり傷んでおりました。一番困ったのは現地から帰ろうとしたところ道路が狭くてUターンするのが難しく、とても見にいける状態ではないということです。あの場所を今後どのように整備していくおつもりなのかは分かりませんが、あの窯跡を見てもらおうとするには相当の工夫が必要になると思われます。一見すると炭焼きのかまどのように見えます。皆様にもそのように見えると思います。そして次に福谷城の方は行ってみましたが、入口が分かりませんでした。こうした遺跡を整備するのであれば長久手の古戦場を参考にされると良いと思います。そうするのであれば相当な費用がかかると思います。この資料の予算をみると結局は土地代と伐採にしか費用は使っていないことが分かります。</p>



林館長	<p>今回挙げました事業名「史跡管理整備事業」は委員のおっしゃったとおり、土地代と剪定、樹木伐採のみで、それ以外にはございません。ただ資料館事業全体として、こうした文化財を観光資源として活用していくかということにおいて提案をさせていただいております。</p> <p>この事業としてだけではなく、広く資料館事業を拡大できればと考えております。その中でも資料館の役割というのは基本的には、条例にもあるとおり、観光という言葉はその条例に則り私どもも事業を進めてまいりました。京都や名古屋市などは観光と文化財を混ぜ合わせた形でお客さんと呼んで、もっと活性化しようという事業施策をしております。観光を単純に表現すると、市外の「知り合い」などを招くということですが、地元の人たちにも来てもらおう、小中学校の生徒も多く集まり、地元愛を醸成させていこう、という考えが今の京都や名古屋市の流れであり、文化財の在り方も今はそうした風潮にあります。その中でみよし市もその風潮に合わせるか否かについては良く考えるべきだと思います。</p>
鈴木豊實委員	<p>せめて車を止められるスペースはあってもいいと思いますが、いかがですか。</p>
林館長	<p>27号窯は、基本的に借地であり、場所を間借りして公開しています。なかなか駐車できる場所も確保できませんが、トラック協会に相談し、一言伝えればトラック協会の所有する敷地内や支障のない場所で敷地前の道路に駐車して見学することは可能でございます。</p>
望月副会長	<p>道路や駐車場など、インフラ整備が課題としてあります。先ほど林館長の説明から観光だけではなく、地元の市民の理解を深めるといった働きかけが必要であると考えていることが分かりました。その点については、私も非常に重要だと思っています。例えば、幼稚園や小学校、中学校、共同地理歴史研究というのでしょうか。授業の一環としての見学などで史跡を活用したら良いと思います。まずは観光よりも、住んでいる人が自分の町の歴史を知るべきであると思います。こういう場面で文化財を見せて、情操教育として史跡を活用したらよろしいかと思います。加えて細かいところですが、予算のところで使用料、賃借料として福谷城の賃借料は計上されていますが、黒笹27号窯のこちらも賃借であると今おっしゃられましたけどこれは無料で借りているのですか。</p>
林館長	<p>はい、無料借地です。</p>
望月副会長	<p>また、文化芸術の振興に満足した人の割合が、文化芸術の振興が重要であると答えた割合より多いと資料にあります。満足しているけど重要だとは思わない、ということであるとどういう解釈をしていいかが分かりません。本来であれば重要だと思っているからこそ満足するという順番だと思います。</p>
村松会長	<p>この件について、私もよろしいですか。このアンケートの母数はどうなっていますか。</p>

事務局	<p>こちらは企画政策課で毎年行っている行政評価アンケートの結果から拾っているものでございます。先ほど母数についての質問がありましたが、母数は無作為抽出のみよし市民1,400人です。また、その回収率は概ね40数パーセントだったと記憶しております。</p>
村松会長	<p>その他に、ご意見ご質問はよろしいでしょうか。  それでは、この事業についてのヒアリングは以上で終了させていただきます。  続いて、次の事業「防犯推進事業」について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは続きまして、防犯推進事業について、事務局から簡単に冒頭の説明をさせていただきます。防犯推進事業はみよし市の安全で安心して住めるまちづくりを目指し深夜パトロールの実施と、防犯カメラ設置の補助を行っています。では、防災安全課より説明をお願いします。</p>
山田課長	<p>防災安全課長の山田でございます。よろしく申し上げます。それでは、個別シートに基づいて説明をさせていただきます。最初に事業概要ですが犯罪がなく住民のみなさんが安全で安心して、住むことができる街を目指し、本市では様々な防犯事業を実施しております。</p> <p>防犯ワークショップなどを小学校で開催しています。また、不審者情報等を登録制メール「みよし安心ネット」を導入しています。当システムでは不審者情報などの情報発信をメールにて実施しております。ちなみにこの登録制メールにつきましては、防犯情報だけではなく、交通安全情報や防災情報、行方不明者情報等の発信も行っております。</p> <p>次に、事業の必要性でございますが、安全安心なまちづくりを推進することは自治体の責務でございます。他市町においても本事業を実施していないという自治体はございません。</p> <p>資料の右をご覧ください。取組内容は、先ほど説明させていただいたとおりです。決算額、予算額につきましてもこちらに記載のとおりでございます。今後の事業費の見込みでございますが、安全安心を維持するためにも現行の予算から下げる余地は少ないと考えております。過去3年で行いました、見直しにつきましてもこちらのシートにあるとおりでございます。</p> <p>最後に、今後の事業の方向性についてです。先ほどもお話ししましたとおり市内での刑法犯罪発生件数につきましても、減少傾向ということもございまして、現在実施している事業は一定の成果を出していると考えております。ただし件数は減少傾向にあっても、先日のアニメ会社での放火殺人、そういった犯罪の凶悪化等もあり住民の犯罪に対する体感的な不安がなくなるということは無いと考えております。今後もさらなる、安全安心なまちづくりを目指し、行政のみならず警察、関係機関、地域等と連携を強化して、引き続きこちらの事業は実施して参りたいと考えております。以上で担当からの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>

村松会長	ご説明ありがとうございます。それでは質疑応答に入ります。何かございますか。
望月副会長	望月です。やはり安心安全のために最近では事件が多いですので、この防犯カメラの設置を増やすのは、ものすごく重要で必要な事だと思います。この評価個別シートの決算、予算の部分についてですが、防犯カメラの設置の増というのが、今申し上げたとおり非常に必要だと思いますが、一方でこの委託料について、深夜防犯パトロール業務委託が半減していますが、これは安全安心という考えから乖離しているように思えます。こういった経緯で半減したのでしょうか。
山田課長	深夜防犯パトロール業務委託につきましては、業者に委託をしているのですが、平成30年度までの内容といたしまして、深夜の午前0時から午前4時までの4時間の間、365日間毎日青色回転灯をつけた青パトと言われるものに2人1組で乗り込み、警察等の指示や、市からの重点的にまわってほしい場所の指示、市民からの危険があると報告を受けた場所についての情報を伝達して回っていただいております。 そうした活動を続けていたのですが、犯罪傾向も低くなってきており、パトロールを毎日実施しなくてもいいのではないかとという協議があったことから今年度については、半額の予算設定になりました。 今年につきましては、毎日ではないのですが、例えば連休やあるいは、土曜日、日曜日、休日等の犯罪傾向が高いというデータがありますので、期間を限定してパトロールを実施しようということとなり、今年は実施回数を削減しております。
望月副会長	実験段階ということですが、やはりいきなり活動量が減ってしまうというのは市民生活に不安が多くなりますので、可能であれば現状維持としていただきたい。やはりこうした活動については、活動量を維持し実施した方が良いのではないかと思います。
村松会長	半減することによっての犯罪率の増加は見られないということですが、それはどのように把握されたのでしょうか。例えば重点的にパトロールを行う際に市民の通報などによって重点地区をお考えですか。
山田課長	刑法犯開発件数は減少しており、良い傾向で推移しています。そこを起点に議論があり今年度の委託料については削減しておりますが、担当としてはこれからも今までどおりにパトロールを実施したいという考えも持っております。先ほど副会長の望月委員からもパトロール回数を減らさないという方向でお話がありましたので、今回の会議内容も含めて担当も今後財政当局と、外部評価委員会において出していただいた意見をもとに協議していきたいと考えております。
村松会長	パトロールカーは一台ですか。
山田課長	基本的には一台です。業者委託の深夜パトロールは1台で回っていただいております。昼間につきましては公用車の青パトを活用させていただいております。

鈴木文生委員	<p>今のパトロールについては予算調整もあったのかと思いますので、次年度には復活していただければと思います。</p> <p>防犯カメラの補助金を2分の1から5分の4にされたということで、これがこの大きな予算の増になっていると思いますが、件数としての増減はどうかということ、そして防犯カメラの設置について行政区に任せきりにするのではなく、市で把握している犯罪件数の多いエリアや、大きな交差点付近には市、もしくは道路管理者または、国、県自ら防犯カメラを設置するということではできないのでしょうか。また、その下の豊田みよし防犯協会連合会の負担金という予算があるのですが、これを市で負担することにより、連合会は具体的に何をしてくれているのか教えていただきたい。私が区長を務めている時に耳に挟んだことなのですが、例えば行政区で防犯カメラのあるエリアで犯罪があったときに、そのカメラ確認するのに区費を警察に支払う必要があると聞いたことがあります。本来、そうした犯罪を区の防犯カメラがとらえたのであれば、警察自らが率先して訪れ、犯罪内容の究明に努めてもらうべきだと思うのですが、区費を支払って確認してもらわないといけないのか、という点についてその真偽をお聞きしたいと思います。</p>
山田課長	<p>防犯カメラの設置について、行政区だけで設置するのではなく、市で設置するべきというお話でしたが、市でも三好ヶ丘駅、黒笹駅、公共施設を始め、各都市公園につきましても防犯カメラを設置させていただいております。新たに公園ができた場合には防犯カメラを設置するべきかを協議したうえで設置しております。また、道路での防犯カメラの設置についてですが、道路河川課とも協議したうえで設置について考えていきたいと思っております。</p> <p>また、豊田みよし防犯協会連合会の負担金についてのお話でしたが、豊田市とみよし市を管轄しており、こちらの事務局につきましても、豊田警察署の生活安全課の方に事務局を担っていただいております。そちらの事務局において豊田警察署生活安全課との共同の事業、あるいは豊田市、みよし市で啓発事業として啓発用品を配布させていただくなど、共に事業を実施しております。啓発用品、防犯情報の共有を実施し、その情報に基づいて先ほどの地域の自主防犯パトロール隊のネットワーク会議等で情報提供をさせていただいております。</p>
鈴木文生委員	防犯カメラの台数は増えているのですか。
山田課長	台数は年々増えておりまして、平成30年度で133台この台数については行政区のカメラですが、補助金等も利用していただき、行政区について133台のカメラが、現在市内で設置されている状況であります。
村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
鈴木豊實委員	防犯カメラの133台は行政区からの要望だと思いますが、これは行

	<p>政区からの要望はもっとあって、積み残しも相当数あるのでしょうか。また、防犯灯はすでに地元の要望もあり、その要望のほぼ100%つけていただいています、その個数が分かれば教えていただきたい。</p>
山田課長	<p>防犯カメラですが、こちらは毎年来年度に向かっての行政区要望というものを行い、各行政区から要望を取りまとめて、来年度の予算に反映するための要望書を作成しております。防犯カメラ設置における行政区からの要望については、予算化した後に設置させていただいております。</p> <p>令和元年度予算額のうち5行政区の分と、緊急取り替え分というものが、臨時的予備費にあたるものです。5行政区につきましては、全て行政区要望として区が希望する台数を予算化させていただいております。防犯灯についても、カメラと同様に行政区からの要望に基づいて設置をさせていただいているところであり、こちらは防犯灯につきましても行政区から上がってきたものについては、毎年度、当初予算化させていただき希望するとおりに設置させていただいております。また、平成30年度末、平成31年の3月31日現在市内で2,364基設置しております。</p>
村松会長	<p>その他、ご意見、ご質問はございますか。</p>
山田課長	<p>一点補足させていただきます。防犯灯につきましては、内部で設置基準を設けております。先ほど行政区要望で上がってきたものを全部設置したという話でありましたが、訂正させていただきます。</p> <p>行政区要望であがってきたものを我々で1基ずつ現場確認させていただき、その設置基準に合致するものについては、全て設置させていただいております。例えば依頼場所のすぐそばに防犯灯があるにもかかわらず十メートルくらい離れた場所につけて欲しいという話ですと、基準で防犯灯同士の区間も決められておりますので、基準内のものについては全て防犯灯を設置させていただいております。</p>
野々山委員	<p>皆様の意見を聞かせていただきますと、防犯灯の設置は市で行う。防犯カメラは行政区の補助事業で行うというのは、これは何か意味があるのでしょうか。</p> <p>実は補助事業で行政区が実施すると、その裏で負担が地元にかかるわけです。防犯灯を全額市で設置するのであれば、防犯カメラも全額市で設置されてはいかがかと思いますがいかがでしょうか。</p>
山田課長	<p>現在、防犯カメラと防犯灯で取り扱いが違うところがあります。そうした件についても行政区から一部進言もありましたが、そちらについては検討させていただきたいところがございます。</p>
野々山委員	<p>また、6ページの資料で設置状況が出ていますが、これを見ていきますと行政区の中で防犯カメラが全く設置されていないところが4つか5つありますけれども。これは要望がないから設置していないということでしょうか。</p>

<p>山田課長</p>	<p>はい。そうです。先ほどお話ししたとおり防犯カメラにつきましては行政区から要望が出てきたものについては、すべて予算化をさせていただいており、財政からも予算として認めていただいております。行政区から要望が上がってきているものについては今のところ全て予算化して設置をしていただいているところでございます。</p> <p>また、地域性というところについては三好ヶ丘や新興住宅地であるエリアにつきましてはポイントごとに幹線道路から中に入っていくところに防犯カメラを設置しているという傾向があります。地域によっては防犯カメラの設置を希望しないというところもございます。</p>
<p>村松会長</p>	<p>そのほかに質問はよろしいですか。それでは、質疑応答を終わりたいと思います。ありがとうございました。ここで10分間の休憩を取りたいと思います。</p> <p>定刻となりましたので再開します。</p> <p>それでは、地場産業振興事業について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは引き続きまして、冒頭部分を事務局より説明させていただきます。地場産業振興事業は農業の継承や発展、遊休農地の解消、担い手の育成や確保農地の集積集約、新規就農者への支援など農地の保全と安定的な農業経営が図られるよう支援する必要があると考えております。また、6次産業化やICT農業など農業を生かした新しい経営形態に対応した支援も今後は必要となると考えております。農業者の支援を進めていくにあたり、新たな手法とその取り組み方法について意見を伺いたいものです。では産業課より説明をお願いします。</p>
<p>富田課長</p>	<p>産業課長富田です。地場産業振興事業は、事務局からも説明がございましたが意欲と能力のある農業生産法人や、個人の農家、いわゆる担い手農家の育成や支援をすること、及び本市の特産品である柿、梨、ブドウを中心に農畜産物のPRを行うなど農業の振興を図っております。農地は農産物を生産する土地としてのほかに、洪水調整機能や緑地機能など多面的な機能を持っており、その保全も図っております。事業の必要性ですが、農家の高齢化、後継者不足、農業経営の安定、農業所得の向上、効率的・安定的な農業経営を行うための農地の集積、集約化を行う必要があると考えております。事業の成果につきましては、農業振興と経営安定を図るため各種補助金を交付しております。あいち豊田農業協同組合には果樹の栽培指導員を雇用していただき、果樹農家への栽培指導を行っていただいております。また、施設野菜の新規就農者の研修施設を建設していただきました。</p> <p>みよし市植物防疫協議会及びみよし市果樹組合へは、環境保全型農業を推進する、減農薬栽培につながる農薬を導入していただき、作業の軽減を図っていただいております。</p> <p>農事組合法人及び認定新規就農者へは、作業効率の向上、生産コスト</p>

	<p>の低減の為、近代的な機械の導入に対し補助を行っております。台風被害による支援については、平成30年の台風21号及び24号により甚大な災害を受けた農業者が、営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるよう、緊急的に国、県の補助を受けて支援対策を講じたものです。</p> <p>現在及び将来の課題につきましては、全国的な課題となっておりますが、高齢化等により農業ができなくなった農家の農地を受ける、担い手の育成や農業経営規模の拡大を考える農家への支援のために農地の集積・集約化を図ることです。</p> <p>平成30年度の事業では先ほど説明した、補助事業の他に販路拡大と農家所得の向上のため果実海外輸出プロモーション事業として本市の特産品の一つである柿を香港へ輸出しました。また、ふるさと納税のお礼品は柿、梨、ブドウの他に、お茶、シンビジウム、豚肉の農畜産物を返礼品とさせていただいております。令和元年度では新規事業として柿、梨、ブドウの品種別の特産品シールを作成、また、産直マップの作成、農業支援ボランティア制度の構築、個人認定農業者等への機械補助を予算計上させていただいております。今後の方向性は引き続き担い手農家の確保と支援を行い新たな農業生産法人の設立支援や新規就農者への支援が必要であると考えております。また、都市近郊という立地条件を生かし本市の新鮮で美味しい農畜産物を市民の方や本市で働く方に消費していただけるよう、地産地消を推進していきたいと考えております。最後にこの評価を希望した意図ですが、本市は言うまでもありませんが名古屋市と豊田市の中間に位置しております。年々都市化が進んでおり土地利用としては市街化区域や農業振興地域の指定があるものの、自動車産業など農業以外の産業が盛んであります。それにより農業以外の就労の場は多く農地は、農産物を生産するよりも農地転用して土地活用した方が土地の価値が高いという状況であります。そんな状況の中で地域農業と多面的機能もつ農地を守り、優良な農地を次代につなげていく必要があると考えております。当事業の方向性についてアドバイスをいただければと思い、提案をさせていただきました。よろしく申し上げます。</p>
村松会長	ご説明ありがとうございました。それではご質問、ご意見等はございませんか。
鈴木豊實委員	柿、梨、ブドウということで、みよし市の特産品ですけどもそれを生産して販売している農家がどれくらいいるのか教えてください。
富田課長	申し訳ございません。すぐにはお答えできません。ただ、生産者数は年々減ってきております。
鈴木豊實委員	一人で柿、梨、ブドウをそれぞれ2つ以上作っているところもあり、この資料にある販売用というのは毎年売れている方のことだと思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか、もし、分かれば後ほど教えてください。

村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
富田委員	ブランド化事業の一環として、果実海外プロモーションで香港に柿を輸出しており、この事業は3年目ということですが、成果として海外からの評判などはどうなっていますでしょうか。
富田課長	果実海外輸出プロモーション事業につきましては、平成28年度から平成30年度まで3年間行いました。今成果というお話がありましたが、輸出額で申し上げさせていただくと平成28年度は8万9900円、平成29年度は17万9000円、平成30年度は26万2000円、と数字上は上がっております。また、当然輸出した金額と仮に国内市場で販売したときの金額の差を出させていただいておりますが、現在手元に資料がないため、数字をすぐにお伝えできません。しかし、成果として年々数字的には上がっております。ただし、今申し上げた10万円から20万円ぐらいの単位なので、商品の絶対量が足りておりません。生産者によってたくさん栽培していただければ、販路としては確保できておりますので、事業としては成り立っていくと考えております。また香港での評判ですが、そもそも日本の果物、日本産というものは香港では高級品として認識していただいているということもありまして、非常に好評で売れ行きも良いと伺っております。プロモーション事業としては平成30年度で一区切りをつけますが、今年度以降も、輸出することは続けていきたいと考えておりますので、農家と調整をしながら今後進めていきたいと考えています。
村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
鈴木文生委員	先ほど産業課長が言っていたとおり、農業は農地転用に対してしか期待が持てず、近頃は農地の流用が増えてきているようです。しかし、本当に農地としてしか利用できない部分について農家をやる人が減ってきているというのは、いかに農業が難しいかということだと思います。国の8割農業を集積して、農業を営んでいる人を集めようという方針が行き渡ってしまったがゆえに、次代の子どもたちは農業をしなくても良いという考え方になってしまっている。今まで何代にも渡って受け継がれてきた農業を守るために、働き続けているという人がいなくなり若い人が早くに農地を手放してしまうという状況にあると思っています。代々継がれてきた家族農業をどう継承していくかというのが本当の農業であると思います。農業を継ぐ意欲をなくす子どもたちに何とか継承できるような考え方があれば資金投資をしてでもやって欲しいと考えております。そのために以前より農業機械を購入したのなら、補助金を出してくださいと進言をしていたところ、以前、一部限定的ではありましたが、今年から農業機械の補助金を出しました。と伺いその部分について本日確かめたいと思っておりましたが、やはり認定農業者に限定されておりました。



村松会長	これに関していかがでしょうか。後継者の育成についてです。
富田課長	やはり、後継者の育成や多くの農地を耕作していくとなると担い手、もしくは農業生産法人を支援していくのが一番有効と考えております。鈴木委員が言われたように、その他の農業を営んでみる方も中にはお見えということ承知しております。担い手農家の方は農業を職業として一生懸命取り組まれております。その他に、勤めながら代々受け継いできた農地を守ってみえる方もおります。また、定年した後に時間に余裕ができて、余暇的に農業始められる方も中には見えます。なので、そういった方々にもそれぞれ支援をしていく必要があるというに考えておりますが、なかなか全ての方に補助金を出していくことも難しいので、その件については今後の検討課題であると考えております。
鈴木文生委員	ありがとうございます。農業機械の補助についてはやはり認定農業者だけなのでしょうか。
富田課長	認定農業者と、人農地プランという計画があるのですが、そこに掲げられた農業者と、農業経営士、青年農業士そちらの方も対象とさせていただいております。ただ、補助の申請者のほとんどが認定農業者であります。
村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
野々山委員	資料の2ページの、一番下の表の中で財源内訳の中にその他というのがありますけど、これはどういうものが入っていますか。
富田課長	その他1,900万円につきましては、本市は以前から農業ふるさと基金という基金を積み立ててさせていただいております。その基金を取り崩させていただいて、先程の認定農業者の補助金の支援等に当てさせていただいている数字になります。
野々山委員	基金の取り崩しの財源ということですね。分かりました。もう1点、1ページで先ほど、ふるさと納税の返礼品ということで説明がありましたが、これは地場産業振興事業で取り上げるべき内容ではないと思います。財政課の返礼品という事業がありますので、そちらで取り上げるのが本来ではないかと考えます。
富田課長	ふるさと納税自体の内容は幅広く、この農業の地場産業だけではありません。先ほど申し上げた柿、梨、ブドウをはじめとする本市の農畜産物を返礼品の項目の中に上げさせていただいて、それを全国の方にPRを兼ねて返礼させていただいておりますので、ここで予算計上させていただいているというのが実情です。
野々山委員	財政課の方では計上しておらず、財政課で計上されているのは別のものであるということですか。
富田課長	平成30年度までは、産業課で全てのふるさと納税の返礼品の予算計上をしておりましたので、先ほどの野々山委員が言われたように疑問もあるかと思えます。農産物の返礼品のみ今年度から、引き続き産業課で

	計上しております。その他の返礼品は財政課で予算計上しております。
村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
望月副会長	先ほど冒頭では、輸出関連の質問もありました。市内の農作物販売所でも様々な作物を販売しているわけですが、この販売の内訳の中で何が最も売れているのかを教えてください。なぜならば、先ほどは輸出で柿が非常に高評価だというお話でした。国内向けと輸出向けで特化すべきものが違ってくる場合もあるわけですが、柿、梨、ブドウで3品となるとおおよそ同じような売り上げだと思います。もし傾向が違った場合は、その補助金について、例えば輸出特化型の農家には別途補助を付けるであるとか、そういった目的別の補助というのとも検討していいと思います。農業法人に関してですがこれは、基本的には市内の農家の人を対象としたものですか。
富田課長	市内農家の法人を対象としております。
望月副会長	市外の方がやりたい場合は、新規参入は難しいでしょうか。
富田課長	難しくはないです。実際に株式会社ではありますが、外部から参入されたところもございます。所在地は市外であっても本市の農地を耕作していただいている法人もございます。
望月副会長	そういう形ではかなりニーズがあるような気がします、PRの仕方も検討すべきだと思います。
村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
富田委員	今副会長が、おっしゃった農事組合法人が3つないしは4つあると思います。それについて市で注力していただいていると思います。ですが、果樹は極めて困難であると考えてもいます。今立ち上がったばかりでこれから収穫を迎えていくわけですが、もともとは借金をしてまで立ち上げたものです。収益と見合わないのが現実だと思いますがその主導権は農協なのか市なのか教えてください。
富田課長	農事組合法人は今3つ市内にあります。そのうち2つが、水稻が中心の農事組合法人で一つが果樹を中心に農事組合法人を立ち上げていただいております。 売上は今年で8年目にあたるとは思いますが、右肩上がりに上がって来ております。ただ、当初計画したよりも若干下回ってきております。愛知県農業普及上の予算融資をしていただいているところと、市と農協と毎年相談をしながら来年の計画を立て、足りないところは融資を受けながら進めております。8年目になりますと最初に植えた果樹が、そろそろ、実がなり出荷できる状態になってきております。今年は長雨の梅雨と日照不足もありました。農業は当然そういうものですが、思ったとおりに、果物が生産できないという苦悩があります。また、当然木が大きくなるものですから人手が必要になります。従業員も雇用していますが、その他にパートや、先ほど農業ボランティア制度も作っていると

	話ししましたが、人手を確保するのに苦労されているというところで、何か良い策がないかという相談はさせていただいております。
村松会長	私から提案させていただきます。私は愛知大学で学生を指導させていただいております。農業について、学生がどのように考えているのか、何かの加工品等で何か提案があればぜひ提案をするように話しております。柿・梨・ブドウの加工品について大学を持って提案をさせていただいております。農協を中心に農作物を加工して作られていると思います。やはり農業の魅力を世の中に伝えていくことが必要ではないかなと思います。先日、農業ボランティアの話をして学生にしたところ、誰一人として参加しようとしませんでした。農業に触れ合う機会が今の若者には少ないのだと思います。それに対応するような仕組みづくりができれば若者も農業を手伝ってみようと思うのではないかなと思います。例えば学生のアイデアを募るようなコンテストや農家と交流するような施策を講じると活性化を図れるのではないかなと思います。
鈴木文生委員	果樹の法人も、6次産業化でいくつか製品を作っていると思いますが、どのような商品があるのでしょうか。また将来、事業が落ち着いてきたらより多くの6次産業化について施設の補助をしたり、そちらについての拡大をしていくべきかと思います。
富田課長	法人が作っている加工品に付きましては、梨ジュースやブルーベリージャムがございます。また、その他にも試験的に作っているとは聞いております。別の所ではいちごようかんもあると聞いております。
村松会長	その他よろしいですか。 それでは、以上で終了したいと思います。 続きまして、子ども相談・虐待防止事業について説明をお願いします。
事務局	では引き続き事務局より冒頭の説明をさせていただきます。「子ども相談・虐待防止事業」は虐待通告に関する相談窓口を設置また、生後4か月までの家庭を訪問し育児の悩み相談を行っています。それでは子育て支援課より説明をいただきます。よろしく申し上げます。
加藤課長	事業の内容ですが、追加で提出させていただきました、子ども相談・虐待防止事業の資料をご覧ください。現在及び昨年度の状況が記載されております。業務につきましては、現在5人の職員で行っております。内訳は事務職保健師、保育士、家庭相談員です。窓口の開設については24時間365日体制で行っております。市役所の開庁日におきましては、担当課あるいは専門の電話で、夜間あるいは土曜日、日曜日と休日におきましても市の警備員から直接担当者に連絡ができるように体制を整えて全ての日に窓口を開設しております。虐待と相談の実績でございますが、平成30年度は虐待に関する相談が79件、その他相談で21件、合計100件の相談となっております。この数字は資料のとおり年度ごとに少しずつ増えております。年度によって多い少ないはあるものの以前よりも年々増えています。こちらは虐待などに対する意識が

	<p>年々高まっていることが影響しているからと思われます。相談があったものについては、年度内に対応完了します。翌年まで、持ち越すものは10件から20件となっております。虐待の区分について、資料には種別と年齢が入っております。みよし市では身体的虐待と心理的虐待が多くなっています。また生後4ヶ月までの赤ちゃんを訪問する、こんにちは赤ちゃん事業では、年間に600弱の出生者等が対象でございます。全てのご家庭を訪問できてはおりませんが、電話対応、あるいは他自治体との連携により対応をさせていただいております。令和元年度これに加えてまして養護教諭あるいは放課後等デイサービスの事業所対象に行っていきたいと思っております。予算については、年度によって変わってきますが、来年度今後の事業見込みでございますが、現在、虐待相談事業について、子どもの案件は子育て支援課、DVや女性に関するものについては協働推進課、高齢者に関するものについては長寿介護課と別れております。今後、DVや女性の案件については子育て支援課に統合し、母親をはじめとする女性と子どもに対する相談を子育て支援課で行っていこうと考えております。また新規事業として養育支援訪問こちらについては健康推進課で半年あるいは、1歳半、3歳の健康診断を行っていますが、それ以外の子どもたちをフォローするために来年度から、養育支援訪問事業を実施してまいります。今後も悩み相談等を行い、虐待が起こらないように、そして何かそういった兆候がある場合には早期に察知して、虐待が発生する、あるいは大きくなるのを未然に防いでいきたいと思っております。以上です。</p>
村松会長	<p>それでは、何か、ご質問、ご意見はございますか。</p>
鈴木豊実委員	<p>相談というのは面接と電話と両方あると思いますが、相談者は本人ではなくて、両親や保育園の先生などもあると思います。現在の傾向としてどういった方からの相談が多いか把握していたら教えていただきたいと思います。</p>
加藤課長	<p>相談者の傾向ですが、まず虐待に関する通告と言われる、「虐待があります。」「虐待の見込みがあります。」というような通告については、近隣住民からが多くなっております。また、「養育に関するもの」「お子さまに関するもの」「家庭内に関するもの」の相談につきましては、保護者もしくはそのご親族からの相談が主なものになります。</p>
鈴木豊実委員	<p>地区に民生委員もいらっしゃいますが、民生委員からの相談件数はいかがですか。</p>
加藤課長	<p>民生委員からの、直接の相談数としては今非常に少ない状況であります。どちらかというと児童厚生員、児童館に勤められている方からの相談や情報提供は頂いております。民生委員からにつきましては、事案発生後のフォローという場面で連携をとらせていただいております。</p>
鈴木豊実委員	<p>この資料の2ページに他機関への紹介件数という欄があります。数値が全く入っておりませんが、他機関への相談されている事例はないとい</p>

	うことでしょうか。他機関というのもどこまでを他機関として、とらえるのかも問題ではあると思います。たとえば警察なども市内の機関は全て内部機関としてとらえるとなると、とらえ方も変わってきますが、それらについての考え方はいかがでしょうか。
加藤課長	他機関への紹介につきましては、事案発生後に他機関に主担当を移した場合を他機関紹介として考えております。そのほか、他機関との連携という意味では、児童相談所、学校間での各情報共有、また各関係機関との連携という意味では児童相談所、学校などの教育機関、他市町村への情報共有を行いながら連絡調整を行っております。みよし市で発生した事案を他機関に移すということと、情報連携とは区別して考えております。
鈴木豊實委員	つまり、みよし市で発生した案件を他機関に移すことはしていないということですね。
木野主任主査	一度みよし市で受け持ちますと、みよし市子育て支援課が主担当となり、各関係機関と連携調整をとっていきます。主担当としては、先ほど課長より説明がありましたとおり、要保護児童対策地域協議会が主で案件をもち、各関係機関と連携調整の上対応させていただいています。
富田委員	先ほど協働推進課の方で女性の悩みごと相談を統合したとおっしゃっていましたが、内容についてはDVなどだと思いますが、これについても子育て支援課で実施するということですか。
加藤課長	はい、令和2年度からは子育て支援課で実施することとなっております。
富田委員	男性がDVを受けた場合はどうなりますでしょうか。
加藤課長	男女問わず家庭内で起きたDVについては、子育て支援課を窓口とさせていただきます。
村松会長	その他、ご意見、ご質問はございますか。
望月副会長	まず確認させてください。相談虐待通告窓口の設置は電話対応が24時間対応ですか。資料の4ページ目の、2の相談虐待通告窓口を設置とありますが。
加藤課長	電話対応は24時間対応です。窓口開設時は対面も実施しております。
望月副会長	土日も含んで24時間であれば、非常に理想的な対応だと思います。赤ちゃん訪問授業もほぼ100パーセントといことで非常によくやっておられると思います。資料の1枚目についてお伺いします。この事業実施の必需性の2つ目について、保護者が適切に養育できない場合においては、本児の安全を確保し適切な措置を講ずる必要があるとありますが、みよし市で実際にこういった事案が発生した場合にはこういった対応をする仕組みがありますか。
加藤課長	私たちの考えはまず一時保護になります。虐待者からお子さんを離し

	<p>て安全な場所に確保します。それから家庭養育ができる環境を整えていきます。これは法律で決まっております。市がこの通告を受けた場合には児童相談所と連携して児童相談所に保護を依頼します。児童相談所のセンター長が一時保護の権利を持っております。しかし、市ではその権限を持っておりませんので児童相談所との連携となります。</p>
望月副会長	<p>児童相談所との連携がうまくいかないということを良く耳にします。また、実際にそういった事例が発生したことはありますか。</p>
加藤課長	<p>一時保護につきましては、ここ2, 3年の間で10数件を推移しております。</p>
村松会長	<p>その他、ご意見、ご質問はございますか。 それでは、以上で終了したいと思います。 続きまして、繰出し事務下水道事業会計について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>引き続きまして、事務局から冒頭の説明をさせていただきます。こちら下水道事業については行政評価の対象事業ではございませんが、前回の第1回行政評価委員会の際に委員よりこちらの事業についての説明をと要望を承っておりますので、この場を借りて下水道課より説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
岡本主任主査	<p>公益企業会計になり予算は大きく二つに分けられます。資料の上部分の囲みの方が収益的収入及び支出とありますが、これは維持管理業務のように、支出等の効果が1年以内に現れるものを記載して、収益的収入及び支出と呼んでおります。下の囲みの方が、施設の建設などのように支出等の効果が長期にわたる物を資本的収入及び支出と呼んでおります。収益的収入及び支出は収入が16億9404万6千円、支出が19億9372万2千円、収支は、2億9967万6千円のマイナスになっております。一般会計負担金出資金の明細書でありますけれども、一般会計の負担金は受益者であります。</p> <p>下水道使用者から得られる使用料収入で賄うべきではないもの、すなわち公費で負担すべきもの、税金で負担すべき経費の分であります。例えば、一番上の所に雨水処理に要する経費とございますが、こういった下水道事業が汚水の排水と雨水の排水という2本の柱で実施しています。汚水のほうは、水を使った分だけ受益者が、料金を払ってそのお金で維持管理していますが、雨水に関しましては受益者が特定できず全市民が恩恵を受けるものでございますので、公費で負担します。また、雨水処理に要する維持管理費や、建設費、もしくは利子など借り入れの実施等は、公費負担として一般会計から負担金という形で頂いております。一方で一番下の囲みの一般会計出資金、こちら7億6574万5千円ですけれども、この出資金は、下水道施設の建設等に必要な資金を一般会計に出資してもらおうという形でいただいているものであります。こちら、公費で負担すべきかどうかというところについては、特に基準等</p>

	はありませんが、資金が不足している部分は一般会計から補っていただいています。以上で説明とさせていただきます。
野々山委員	事業概要は分かりました。この事業は平成30年度に行政評価を行いましたか。
岡本主任主査	昨年の平成30年度の評価はさせていただきます。
野々山委員	なぜこのようなことを聞くかという、先日資料をいただいた際に、一覧の中で、下水関係の予算が全て0でした。本来なら一般会計の繰出金が会議に上がって来ないといけないと思いますが、なぜ上がってこないのか。上がっていないということは、評価がされていないということでしょうか。
原田副主幹	一般会計からの繰出金や、もしくは人件費などは、この事務事業の評価の対象外と従前からされており。一応、下水道事業自体の事務事業の評価はありますが繰出金という、お金については事業という考えではないとされてきたところです。
野々山委員	それは市の方針ですか。何故聞くのかという、病院事業会計これについては繰出金というのがあります。これを行政評価の対象にして、なぜ下水は、繰出金が行政評価の対象にならないかを教えていただきたい。
原田副主幹	繰出金で行っている下水道事業自体は、評価の対象にはなっておりません。
野々山委員	下水道事業自体は評価の対象にならず、繰出金は評価の対象になるのではないのでしょうか。例えば病院事をこの繰り出し金は評価の対象になっています。 予算が赤字になっていますが、これについては料金改定をして料金を上げますか。
原田副主幹	まずこの企業会計における赤字ですが、今まで現金主義の官庁会計においては赤字ということはお金が足りなくて、支出できないという収入が足りないない状況になります。企業会計ですと現金不足に伴わない減価償却費のような費用がありますので、赤字になっても直ちに現金が不足して事業が出来ないという事態にはならないということをお伝えさせていただきます。
野々山委員	それは承知しております。現金不足はしてないというのは分かりませんが、当然収益は見ていくべきです。初年度からマイナスで計上されるというのは、繰出金を増やして相殺するなどの方法を考えていくことになると思いますが、いかがでしょうか。
岡本主任主査	今年度初めての事業なので決算はまだ1回もしてませんが、将来的には、本年度の決算を進めると経営状況がある程度分かります。それらの情報をもとに料金改定なども見据えて検討開始していきたいと考えています。

<p>村松会長</p>	<p>野々山委員からの質問につきましては、内部でも検討していただいていたの回答をお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。以上で予定していたヒアリングは全て終了しました。それでは、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
<p>近藤副主幹</p>	<p>追加で報告させていただきます。先ほど地場産業振興事業について一部お答えできていない点について報告がありましたのでお伝えさせていただきます。いちごようかんについて、商工会に認定された特産品であったこと。果樹組合の会員数について柿・梨・ブドウの柿について、柿部会が36人、梨部会が34人、ブドウ部会が53人という内訳でした。また、柿輸出事業について平成28年度、平成29年度、平成30年度の輸出額ですが、平成28年度の輸出額は89,900円であると伝えさせていただいておりましたが、そのうち海外に輸出することで付加価値がついた部分が11,800円、平成29年度の輸出額が179,000円、その内付加価値分が24,000円ついております。平成30年度の輸出額が262,000円、その内付加価値分が90,000円でした。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>典礼 (清水次長)</p>	<p>長時間に渡り有り難うございました。大変お疲れ様でございました。お手元の外部評価新規シートにつきまして完成していない委員におかれましては、シートをお持ち帰りいただきまして8月5日(月)までにお手元の返信用封筒で企画政策課までご返送いただければと思います。よろしくお願ひ致します。第3回の行政評価委員会につきましては、8月19日の月曜日午後2時から、この会場で予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。以上もちまして第2回行政評価委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>